

岐阜県公報

第二千六百八十三号
平成二十七年九月十八日

(金曜日)

目次

告示

解除予定保安林とする旨の通知
道路の区域変更
道路の供用開始

(治山課) 六六一
(道路維持課) 六六一
(同) 六六二

教育委員会告示

岐阜県重要文化財等の指定解除

(社会教育文化課) 六六三

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
大規模小売店舗の新設の届出に関する件
岐阜県労働委員会委員候補者の推薦
開発行為の工事の完了
土地改良区役員の退任
特別減歩及び不換地の指定

(環境生活政策課) 六六三
(商業・金融課) 六六四
(労働雇用課) 六六五
(建築指導課) 六六七
(西濃農林事務所) 六六七
(同) 六六七

告示

岐阜県告示第五百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十七年九月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

大野郡白川村大字福島字谷日面一三の七(国有林)、一三の八(国有林。次の図に示す部分に限る。)、字瀬戸平五九の七(国有林。次の図に示す部分に限る。)、五九の一四・五九の一六・五九の二一(以上三筆国有林)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年九月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	二百五十七号	本巣市神海字横山三七番一地从先	同市同字同二番二地先まで	別前後	七・五 九・四	一五・〇	
後	前	後	前	後	前	後	前

岐阜県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年九月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町安久田字大棟三三二番一九地先	同市同町同二番一〇地先まで	別前後	九・九 一五・五	七・一	
後	前	後	前	後	前	後	前

岐阜県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年九月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長	供用開始の期日	備考
一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町安久田字六洞二三二九番四地先	同市同町同字同二番三九番三九地先まで	一七・〇	平成二五・九・一六	平成二五・八・三〇
後	前	後	前	後	前	後

岐阜県告示第五百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年九月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長	供用開始の期日	備考
				ル（メートル）		決定（区域）又は公告の日
後	前	後	前	後	前	後

教育委員会告示二小

岐阜県教育委員会告示第四号

岐阜県文化財保護条例(昭和二十九年岐阜県条例第三十七号)第四条第一項の規定により岐阜県重要文化財の指定及び同条例第九条第一項の規定により岐阜県天然記念物の指定を解除するので、同条例第四条第二項において準用する同条例第三条第三項及び第九条第三項において準用する同条例第八条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年九月十八日

岐阜県教育委員会
教育長 松 川 禮子

指定を解除する岐阜県重要文化財

指定番号	五一一	種目	工芸品	名称	刀	員数	一口	所在地	大垣市木戸町一一九五	所有者	土屋智義	住所	大垣市木戸町一一九五	理由	県外へ移動したため。
------	-----	----	-----	----	---	----	----	-----	------------	-----	------	----	------------	----	------------

指定を解除する岐阜県天然記念物

指定番号	四二	種目	植物	名称	大國寺のノウヤマキ	員数	一本	所在地	飛騨市神岡町西九四	所有者	大國寺	住所	飛騨市神岡町西九四	理由	枯死したため。
------	----	----	----	----	-----------	----	----	-----	-----------	-----	-----	----	-----------	----	---------

県道	金 関 山 線	下呂市金山町菅田桐洞字向島 橋四〇三六番二地先から 同 市同 町同 字丸野 四一〇三番一地先まで	二六〇七	平成 二七・九一六	平成 三三・一三
----	---------	---	------	--------------	-------------

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年七月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜環境カウンセラー協議会
- 三 代表者の氏名 堀江 孝男
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市六条大溝四丁目二番六号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、環境省の環境カウンセラー制度の趣旨にのっとり、市民・市民団体、事業者、行政等の社会を構成する各主体とパートナーシップを形成しながら環境保全活動の推進に資することを目的とする。

岐天 九一二	植物	位山八幡宮の スギ	一本	下呂市萩原 町山之口一 二七二	位山八幡 神社	下呂市萩 原町山之 口一二七	枯死したため。
岐天 五一一	植物	ニワトコ	一本	下呂市小坂 町坂下一一 六三一及 び五二八 三	桃原春雄 田立義長	下呂市小 坂町湯屋 四八〇	枯死したため。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あゆみだした女性の会

三代 表 者 の 氏 名 廣瀬 直美

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市江川町一六番地

五 定款に記載された目的 この法人は、すべての女性と子どもの人権が尊重され、

安心安全な自立した生活が可能な社会を確立するために、ファミリーバイオレンス、ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、性暴力、児童虐待など女性と子どもに対する暴力の被害当事者の生活再建への援助、及び地域への啓発事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ウエルネットぎふ

三代 表 者 の 氏 名 菱田 正美

四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市竹鼻町新町二五〇四番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、不特定多数の一般市民に対して、安心して暮らせる市民社会を実現するため、開放的で自主的な市民活動を通して要介護・要支援老人や障害者等を支援し、福祉の町づくりを目指す。他方、地域社会の環境保全活動の推進を図るとともに、未来を託す子どもの健全育成を図り、より豊かな社会の創出に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十七年九月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年九月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十七年八月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社クスリのアオキ

株式会社ローソン

三 建物の名称及び所在地

クスリのアオキ北方中央店

本巣郡北方町北方字長谷川一八五七番一七

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十八年五月一日

五 店舗面積

二、一〇一平方メートル

六 駐車場の収容台数

九〇台

七 荷さばき施設の面積

八九平方メートル

岐阜県労働委員会委員候補者の推薦

第四十四期岐阜県労働委員会委員の任期が平成二十七年十二月二十三日をもって満了するので、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、第四十五期岐阜県労働委員会委員候補者の推薦を求める。

平成二十七年九月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 推薦団体

1 使用者委員候補者の推薦団体

岐阜県の区域のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的又は業務の主要な部分である使用者団体

2 労働者委員候補者の推薦団体

岐阜県の区域のみに組織を有し、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合

二 被推薦者

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

三 推薦受付期間

平成二十七年九月十八日（金）から

同 年十月三十日（金）まで

四 推薦手続

1 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を岐阜県商工労働

部労働雇用課に提出すること。

(一) 別記様式第一の推薦書

(二) 被推薦者の履歴書

2 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を岐阜県商工労働部

労働雇用課に提出すること。

(一) 別記様式第二の推薦書

(二) 被推薦者の履歴書

(三) 推薦に係る労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨

の岐阜県労働委員会の証明書

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日	岐阜県指令岐西建築第一号の二四 平成二七・四・一五	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	羽島市福寿町平方字橋上三四〇番一及び三四一番一	公共施設の種類の	道路	公共施設の位置及び区域	同	開発許可を受けた者の住所及び氏名	岐阜市金岡町五番地 セントラル開発株式会社 代表取締役 岩 田 克 弘
同岐西建築第三五号の二 同二七・六・一	安八郡神戸町大字川西字大道西六二番	道路	同	同	安八郡神戸町大字川西五二番地 林 幸 一	同	同	同	

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年九月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

特別減歩及び不換地の指定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定により、県営土地改良事業栗原地区において樹立する換地計画に関し、次に掲げる土地を、従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地及び換地を定めない土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	栗原土地改良区	平成二七・六・一五	理事	水野 貢	不破郡垂井町栗原	七五七番地
土地改良区	土 地 改 良 区	年 月 日	役 名	氏 名	住 所	

「次に掲げる土地」は、省略し、その関係書類を岐阜県西濃農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社